保育制度改革に関する意見書

平23.5.18 第1回臨時会で可決

提 出 先 衆議院議長、参議院議長 内閣総理大臣、文部科学大臣 厚生労働大臣、 総務大臣

急激な少子化が進む一方で、経済不況などから保育所の待機児童が急増しています。また、子育て不安などから子どもをめぐるトラブルも急増し、その環境整備は喫緊の課題となっています。

国はこうした情勢のもと、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」の中で、子ども・子育て支援にかかわる体制と財源の一元化、基礎自治体による自由な給付設計、多様な保育サービスの提供などを実現するとしていますが、財源の確保も十分でないことなどから、負担増によって利用したくても利用できない家庭や、保育水準や保育の質の低下、地域格差が生じることが危惧されています。

また、国の経済成長戦略や産業構造ビジョンの中では、保育所や幼稚園の分野を今後の成長が見込まれる市場と位置づけ、より一層の規制緩和を進めようとしています。

これは児童福祉法に基づく保育の公的責任の大幅な後退であり、地域や家庭の経済状況により子どもの受ける保育のレベルに格差を生じさせることにつながるものであると危惧されます。

子どもたちが健やかに育ち、保育を受ける権利が等しく保障されるためには、保育における国と自治体の公的責任を明確にした現行の保育制度に基づく保育施策の拡充が求められています。

よって、国におかれては、保育制度改革の議論を進めるに当たっては、子どもの権利を 最優先に、地方自治体の実情も踏まえた上で、より充実した保育制度を構築するよう、下 記事項について強く要請します。

記

- 1. 児童福祉法第24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充すること。
- 2. 地方自治体が待機児童解消に向けた保育所整備ができるよう、国が必要な支援と財政措置を行うこと。
- 3. 直接契約・直接補助方式の導入を基本とした保育制度改革は行わないこと。
- 4. 保育水準の低下につながる国の保育所最低基準廃止・引き下げは行わず、国の責任に おいて維持・改善を行うこと。
- 5. 保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
- 6. 子育てにかかわる保護者負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

(鹿児島市議会)